福島第一原子力発電所2号機平成19年度定期事業者検査工程表

月	平成20年2月	3月	4月		5月	6月
	10 20 2	9 10 20 3	31 10 2	0 30	10 20	31 10 20 3
備名 延日数	J. J.		20 30 40		60 70	80 90 100 1
100%—		▲ 3/12解列			原子炉起動 5/16▲ ▲5/18 並	列 総合負荷性能検査 6/18▲
主 要 工 程 50%—					/	
0%—						
		原子炉開放			起動前試験	
		燃料取出	燃料装荷原子炉圧	力容器漏えい	検査 系統構成	
子炉本体			炉心確認		起動	
			原子炉復旧			調整運転
		主蒸気逃がし	安全弁点検			
子炉冷却系統設備						
, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,						
		制御棒	駆動機構エアベント			
測制御系統設備						
		制御棒駆動機構	靠点検			
IN -11 (H4	燃料記					
料設備						
射線管理設備		放射線管理	里設備点検			
初 柳 日 垤 叹 师						
		<u> </u>	廃棄設備点検	\neg $ $		
棄設備						
		医乙烷物 如宏明目44		原子炉格線	M容器復旧	
		原子炉格納容器開放 □				
子炉格納施設						
				バウンダリ 「] •	構成	
			原子炉格納容器隔	雅弁機能検査		
		非常用予備発電装置	点検			
常用予備発電装置			 非常用予備発電装置点板			
			蒸気タービン簡易点検			
気タービン			<u> </u>			

福島第一原子力発電所2号機の定期事業者検査の概要

平成 15 年 10 月の電気事業法施行規則の施行に伴い、従来、事業者が自主点検として実施していた検査を「定期事業者検査」(電気事業法第 55 条)として法令で位置づけるとともに、定期的に技術基準への適合性を確認し、その検査の結果を記録・保存することが義務づけられました。

また、従来、国が主体的に実施していた定期検査については、原子力安全・保安院及び原子力安全基盤機構(法令に基づき新たに設置された検査組織、以下「機構」)が、事業者が実施する定期事業者検査について、実施プロセスの適切性及びその結果が技術基準に適合していることを「定期検査」(同法第54条)として立会又は記録確認により確認することとなりました。

さらに、機構は、定期事業者検査の実施に係わる体制について、「定期安全管理審査」(同法第55条)により審査を行うこととなりました。

以下に2号機の従来の検査制度(第20回定期検査)と新しい検査制度(第23回定期検査)における、検査項目数(要領書数)の比較を示します。

検査制度の見直し 従来の検査制度 新検査制度 2号機(第20回) 2 号機 (第 2 3 回) 国立会又は記録確認 (6項目) 定期 国立会(16項目) 定期検 定期 機構立会又は記録確認 事業者検査 国記録確認 検 法令に基づく検査 (48項目) 発電技検立会(28項目) 查 査 国記録確認 定期事業者検査 発電技検立会(9項目) 施 (定期安全管理審查対象 (定期検査分を除く) 行規 115項目 国記録確認 則第90 電力自主(9項目) 電力自主 条 その他

また, 次項の「福島第一原子力発電所 2 号機第 23 回定期事業者検査一覧表」に実施する 定期事業者検査項目を示します。

福島第一原子力発電所第2号機 第23回定期事業者檢查項目

要領書番号	検査名	検査立会区分
1F2-23-1-R1	クラス1機器供用期間中検査 (R 1)	В
IF2-23-2-燃1	燃料集合体外観検査(燃1)	В
F2-23-3-燃1	燃料集合体炉内配置検査(燃1)	В
F2-23-4-燃1	原子炉停止余裕検査(燃1)	В
F2-23-4-燃1再1	原子炉停止余裕検査(燃1再1)	В
F2-23-5-R1	クラス2機器供用期間中検査(R1)	В
F2-23-6-R1	主蒸気安全弁機能検査 (R 1)	В
F2-23-7-R1	主蒸気安全弁分解検査(R 1)	В
F2-23-8-R1	主蒸気逃がし安全弁・安全弁機能検査(R1)	В
F2-23-9-M1	主蒸気逃がし安全弁・逃がし弁機能検査(M1)	В
F2-23-10-R1	主蒸気逃がし安全弁分解検査(R1)	В
F2-23-11-運1	主蒸気隔離弁機能検査(運1)	В
F2-23-11 建1 F2-23-12-R1	主蒸気隔離弁漏えい率検査 (R1)	В
F2-23-13-運1	非常用ディーゼル発電機、炉心スプレイ系、低圧注水系(冷却系)機能検査(運1)	A
(番	非常用復水器系機能検査<対象設備なし>	_
F2-23-15-運1	原子炉隔離時冷却系機能検査(運1)	В
(番	原子炉隔離時冷却系機能検査(ABWR)<対象設備なし>	_
(番	原子炉隔離時冷却系ポンプ分解検査(ABWR)<対象設備なし>	_
(番	原子炉隔離時冷却系主要弁分解検査(ABWR)<対象設備なし>	-
F2-23-19-運1	高圧注水系機能検査(運1)	A
F2-23-20-T1	高圧注水系ポンプ分解検査(T1)<今回の定期事業者検査では実施しない>	В
F2-23-21-R1	高圧注水系主要弁分解検査(R1)<今回の定期事業者検査では実施しない>	В
F2-23-22-R1	残留熱除去系ポンプ分解検査 (R1)<今回の定期事業者検査では実施しない>	В
F2-23-23-R1	残留熱除去系主要弁分解検査 (R 1)	В
(番)	高圧炉心注水系ポンプ分解検査(ABWR)<対象設備なし>	_
(番	高圧炉心注水系主要弁分解検査(ABWR)<対象設備なし>	_
F2-23-26-R1	炉心スプレイ系ポンプ分解検査(R 1)	В
F2-23-27-R1	炉心スプレイ系主要弁分解検査(R 1)	В
番	低圧炉心スプレイ系ポンプ分解検査<対象設備なし>	-
で番	低圧炉心スプレイ系主要弁分解検査<対象設備なし>	_
大番	高圧炉心スプレイ系ポンプ分解検査<対象設備なし>	-
(番	高圧炉心スプレイ系主要弁分解検査<対象設備なし>	-
F2-23-32-運1	自動減圧系機能検査(運1)	A
F2-23-33-燃1	制御棒駆動水圧系機能検査(燃1)	A
F2-23-34-R1	制御棒駆動機構分解検査(R1)	В
で番	制御棒駆動機構分解検査(ABWR)<対象設備なし>	-
F2-23-36-R1	制御棒駆動水圧系スクラム弁分解検査 (R1)	В
F2-23-37-運1	ほう酸水注入系機能検査 (運1)	В
F2-23-38-M1	安全保護系設定値確認検査(M1)	В
F2-23-38-M2	安全保護系設定値確認検査(M2)	В
F2-23-39-運1	原子炉保護系インターロック機能検査(運1)	В
F2-23-39-運2	原子炉保護系インターロック機能検査(運2)	В
F2-23-39-運3	原子炉保護系インターロック機能検査(運3)	В
F2-23-39-運3 F2-23-39-運4	原子炉保護系インターロック機能検査(軍4)	В
F2-23-39-運4 F2-23-39-運5	原子炉保護系インターロック機能検査(運4)	В
r2-23-39-運5 て番	原子炉保護系インターロック機能検査(運6) <対象設備なし>	D
	原子炉保護系インターロック機能検査(運 7)	
F2-23-39-運7 F2-23-30-運8	原子炉保護系インターロック機能検査(運1)	В
F2-23-39-運8		В
F2-23-39-運9	原子炉保護系インターロック機能検査(運9)	В
F2-23-39-運10	原子炉保護系インターロック機能検査(運10)	В
F2-23-40-E1	燃料取扱装置機能検査(E 1)	В
F2-23-40-E1再1	燃料取扱装置機能検査(E1再1)	В
F2-23-41-M1	プロセスモニタ機能検査(M1)	В
F2-23-42-運1	非常用ガス処理系機能検査(運1)	В
F2-23-43-化1	非常用ガス処理系フィルタ性能検査(化1)	В
F2-23-44-運1	中央制御室非常用循環系機能検査(運1)	В
F2-23-45-化1	中央制御室非常用循環系フィルタ性能検査(化1)	В
F2-23-46-運1	気体廃棄物処理系機能検査(運1)	В
F2-23-47-運1	原子炉格納容器漏えい率検査(運1)	A
F2-23-48-運1	原子炉格納容器隔離弁機能検査(運1)	В
F2-23-49-R1	原子炉格納容器隔離弁分解検査(R1)	В
F2-23-50-R1	原子炉格納容器真空破壞弁機能検査(R1)	В
	原子炉格納容器スプレイ系機能検査(運1)	

要領書番号	検査名	検査立会区分
欠番	原子炉格納容器スプレイ系ポンプ分解検査<対象設備なし>	_
欠番	原子炉格納容器スプレイ系主要弁分解検査<対象設備なし>	-
1F2-23-54-運1	可燃性ガス濃度制御系機能検査(その1)(運1)	В
1F2-23-55-R1	可燃性ガス濃度制御系主要弁分解検査(R1)	В
1F2-23-56-運1	原子炉建屋気密性能検査(運1)	В
1F2-23-57-R1	非常用ディーゼル発電機分解検査 (R1)<今回の定期事業者検査では実施しない>	В
欠番	高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機分解検査<対象設備なし>	-
1F2-23-59-運1	非常用ディーゼル発電機定格容量確認検査(運1)	В
1F2-23-60-運1	直流電源系機能検査(運1)	В
1F2-23-61-運1	総合負荷性能検査(運1)	A
1F2-23-62-R1	原子炉冷却材再循環ポンプ分解検査 (R1)<今回の定期事業者検査では実施しない>	С
欠番	原子炉冷却材再循環ポンプ分解検査(ABWR)<対象設備なし>	_
1F2-23-64-R1	主蒸気隔離弁分解検査(R1)<今回の定期事業者検査では実施しない>	C
1F2-23-65-M1	タービンバイパス弁機能検査(M1) < 今回の定期事業者検査では実施しない>	С
欠番	非常用復水器系主要弁分解検査<対象設備なし>	-
1F2-23-67-T1	原子炉隔離時冷却系ポンプ分解検査 (T1) <今回の定期事業者検査では実施しない>	C
1F2-23-68-R1	原子炉隔離時冷却系主要弁分解検査(R1)<今回の定期事業者検査では実施しない>	C
1F2-23-69-R1	残留熱除去系熱交換器開放検査 (R1)<今回の定期事業者検査では実施しない>	С
1F2-23-70-E1	給水ポンプ機能検査(E 1)	C
1F2-23-71-T1	給水ボンプ分解検査(T1)<今回の定期事業者検査では実施しない>	С
1F2-23-72-T1	制御用空気圧縮系機能検査(T1)	С
欠番	野外モニタ機能検査<対象設備なし>	_
欠番	液体廃棄物処理系機能検査<対象設備なし>	-
1F2-23-75-環1	液体廃棄物貯蔵設備・処理設備のインターロック機能検査(環1)	С
欠番	国体廃棄物処理系焼却炉機能検査<対象設備なし>	-
1F2-23-77-境1	固体廃棄物貯蔵庫管理状況検査(境1)	*C
欠番	流体状の放射性廃棄物の漏えいの検出装置及び警報装置機能検査<対象設備なし>	-
1F2-23-79-R1	主蒸気隔離弁漏えい率検査(停止後)(R1)	С
1F2-23-80-T1	給水加熱器開放検査(T1)<今回の定期事業者検査では実施しない>	C
1F2-23-81-M1	安全保護系検出器要素性能(校正)検査(M1)	*C
1F2-23-82-燃1	制御棒駆動機構機能検査(燃1)	*C
1F2-23-83-M1	主要制御系機能検査(M1)	С
1F2-23-83-M2	主要制御系機能検査(M2)	С
1F2-23-84-E1	監視機能健全性確認検査(E1)<今回の定期事業者検査では実施しない>	C
1F2-23-84-E2	監視機能健全性確認検査(E2)	C
1F2-23-84-M1	監視機能健全性確認検査 (M1)	C
1F2-23-84-M2	監視機能健全性確認検査(M 2)	***
1F2-23-84-M3	監視機能健全性確認検査(M3)	С
1F2-23-84-M4	監視機能健全性確認検査(M4)	С
1F2-23-84-M5	監視機能健全性確認検査(M5)	С
1F2-23-84-M6 1F2-23-84-M7	監視機能健全性確認検査(M6)	C
	監視機能健全性確認検査(M7)	C
1F2-23-84-M11	監視機能健全性確認検査 (M 1 1)	
1F2-23-84-環1	監視機能健全性確認検査(環1)	C
1F2-23-84-環2 1F2-23-85-R1	監視機能健全性確認検査(環2) 原子炉建屋天井クレーン機能検査(R1)	C
1F2-23-85-R1 1F2-23-85-R1再1	原子炉建屋ズ井クレーン機能検査(R1)原子炉建屋天井クレーン機能検査(R1再1)	C
1F2-23-85-R1+1 1F2-23-86-R1	原ナ炉建産ス升クレーン機能快金(R 1 円 1) 換気空調系機能検査(R 1)	C
1F2-23-86-K1 1F2-23-86-T1	換気空調系機能検査 (T1)	С
1F2-23-86-11 1F2-23-87-R1	伊风空詞が像形便宜(I I) クラスMC容器供用期間中検査(R 1) < 今回の定期事業者検査では実施しない>	С
1F2-23-87-R1 1F2-23-88-P1	クラスMC 谷番供用期间中候省(R 1) < 今回の定期事業者検査では実施しない> 炉内構造物検査(P 1) < 今回の定期事業者検査では実施しない>	C
1F2-23-89-R1	原子炉圧力容器検査(R1)	С
1F2-23-89-R1 1F2-23-90-R1	原子炉片刀谷器便宜(R1) 原子炉冷却材再循環ポンプ検査(R1)	C
1F2-23-90-R1 1F2-23-91-R1	原子炉冷却材再循環系設備検査 (R1)<今回の定期事業者検査では実施しない>	С
11 2 20 91 KI	原子炉冷却材浄化系ポンプ検査(R1)<今回の定期事業者検査では実施しない>	C
1F2-23-02-R1		C
1F2-23-92-R1 1F2-23-93-R1	原子恒冷却材浄化系容器検査(R1)<今回の定期重業者検査では実施したい>	C
1F2-23-93-R1	原子炉冷却材浄化系容器検査(R1)<今回の定期事業者検査では実施しない> 原子炉冷却材浄化系設備検査(R1)<今回の定期事業者検査では実施しない>	С
1F2-23-93-R1 1F2-23-94-R1	原子炉冷却材浄化系設備検査 (R 1)<今回の定期事業者検査では実施しない>	С
1F2-23-93-R1 1F2-23-94-R1 1F2-23-95-R1	原子炉冷却材浄化系設備検査 (R1)<今回の定期事業者検査では実施しない> 原子炉補機冷却系ポンプ検査 (R1)	C
1F2-23-93-R1 1F2-23-94-R1 1F2-23-95-R1 1F2-23-95-T1	原子炉冷却材浄化系設備検査 (R1)<今回の定期事業者検査では実施しない> 原子炉補機冷却系ポンプ検査 (R1) 原子炉補機冷却系ポンプ検査 (T1)	C C **C
1F2-23-93-R1 1F2-23-94-R1 1F2-23-95-R1 1F2-23-95-T1 1F2-23-96-R1	原子炉冷却材浄化系設備検査 (R1)<今回の定期事業者検査では実施しない> 原子炉補機冷却系ポンプ検査 (R1) 原子炉補機冷却系ポンプ検査 (T1) 原子炉補機冷却系容器検査 (R1)	C C **C C
1F2-23-93-R1 1F2-23-94-R1 1F2-23-95-R1 1F2-23-95-T1 1F2-23-96-R1 1F2-23-96-R2	原子炉冷却材浄化系設備検査(R1)<今回の定期事業者検査では実施しない> 原子炉補機冷却系ポンプ検査(R1) 原子炉補機冷却系ポンプ検査(T1) 原子炉補機冷却系容器検査(R1) 原子炉補機冷却系容器検査(R2)	C C **C C
1F2-23-93-R1 1F2-23-94-R1 1F2-23-95-R1 1F2-23-95-T1 1F2-23-96-R1 1F2-23-96-R2 1F2-23-96-T1	原子炉冷却材浄化系設備検査 (R 1) < 今回の定期事業者検査では実施しない> 原子炉補機冷却系ポンプ検査 (R 1) 原子炉補機冷却系ポンプ検査 (T 1) 原子炉補機冷却系容器検査 (R 1) 原子炉補機冷却系容器検査 (R 2) 原子炉補機冷却系容器検査 (T 1)	C C **C C C
1F2-23-93-R1 1F2-23-94-R1 1F2-23-95-R1 1F2-23-95-T1 1F2-23-96-R1 1F2-23-96-R2	原子炉冷却材浄化系設備検査(R1)<今回の定期事業者検査では実施しない> 原子炉補機冷却系ポンプ検査(R1) 原子炉補機冷却系ポンプ検査(T1) 原子炉補機冷却系容器検査(R1) 原子炉補機冷却系容器検査(R2)	C C **C C

要領書番号	検査名	検査立会区分
欠番	非常用復水器系容器検査<対象設備なし>	-
欠番	非常用復水器系設備検査<対象設備なし>	-
1F2-23-100-T1	原子炉隔離時冷却系設備検査(T1)<今回の定期事業者検査では実施しない>	С
1F2-23-100-M1	原子炉隔離時冷却系設備検査(M1)	С
欠番	原子炉隔離時冷却系設備検査(ABWR)<対象設備なし>	-
1F2-23-102-T1	高圧注水系設備検査(T1) <今回の定期事業者検査では実施しない>	C
1F2-23-102-M1	高圧注水系設備検査(M 1)	C
1F2-23-103-R1	残留熱除去系設備検査(R1)<今回の定期事業者検査では実施しない>	С
欠番	高圧炉心注水系設備検査(ABWR)<対象設備なし> 炉心スプレイ系設備検査(R1)	-
1F2-23-105-R1	77 - 17 Triggerial Design (12 - 7)	C
欠番	低圧炉心スプレイ系設備検査<対象設備なし>	
欠番 1F2-23-108-T1	高圧炉心スプレイ系設備検査<対象設備なし> タービンバイパス弁検査(T1)<今回の定期事業者検査では実施しない>	
1F2-23-108-11 1F2-23-109-T1	給・復水系ポンプ検査(T1)	C
1F2-23-109-11 1F2-23-110-T1	A・復水ボルンク検査(T 1) 給・復水系容器検査(T 1) < 今回の定期事業者検査では実施しない>	С
1F2-23-110-T1 1F2-23-111-T1	やでは、からいは、 (T1) とう回りに対す来る快量とは大心しないと 給・復水系設備検査(T1)	C
1F2-23-111-M1	給・復水系設備検査 (M1)	C
1F2-23-112-T1	原子炉冷却系統設備検査(T1)	C
1F2-23-112-T2	原子炉冷却系統設備檢查(T2)	*C
1F2-23-113-R1	制御棒駆動水圧系ポンプ検査(R1)<今回の定期事業者検査では実施しない>	C
1F2-23-114-R1	制御棒駆動水圧系容器検査(R1)	C
1F2-23-115-R1	制御棒駆動水圧系設備検査(R1)	C
1F2-23-115-R2	制御棒駆動水圧系設備検査(R2)	*C
1F2-23-116-R1	ほう酸水注入系ポンプ検査(R1)<今回の定期事業者検査では実施しない>	С
1F2-23-117-R1	ほう酸水注入系設備検査(R 1)<今回の定期事業者検査では実施しない>	С
1F2-23-118-M1	核計測装置機能検査(M1)	С
欠番	遠隔停止系機能検査<対象設備なし>	_
1F2-23-120-M1	選択制御棒挿入機能検査(M1)	С
1F2-23-121-E1	原子炉冷却材再循環ポンプ可変周波数電源装置検査(E1)	С
1F2-23-122-E1	燃料取扱装置検査(E 1)	С
1F2-23-122-E1再1	燃料取扱装置検査(E1再1)	С
1F2-23-123-R1	燃料プール冷却浄化系ポンプ検査(R1)	С
1F2-23-124-R1	燃料プール冷却浄化系容器検査(R1)<今回の定期事業者検査では実施しない>	С
1F2-23-124-環1	燃料プール冷却浄化系容器検査(環1)<今回の定期事業者検査では実施しない>	С
1F2-23-125-R1	燃料プール冷却浄化系設備検査(R 1)	С
1F2-23-125-R2	燃料プール冷却浄化系設備検査(R 2)	C
1F2-23-125-環1	燃料プール冷却浄化系設備検査(環1)	С
1F2-23-126-R1	非常用ガス処理系ファン検査 (R1)<今回の定期事業者検査では実施しない>	С
1F2-23-127-R1	非常用ガス処理系設備検査(R 1)	С
1F2-23-127-E1	非常用ガス処理系設備検査(E1)	С
1F2-23-128-R1	中央制御室非常用循環系ファン検査(R 1)	С
1F2-23-129-R1	中央制御室非常用循環系設備検査(R 1)	С
1F2-23-130-環1	気体廃棄物処理系ポンプ検査(環1) <今回の定期事業者検査では実施しない>	С
1F2-23-131-T1	気体廃棄物処理系容器検査 (T1) <今回の定期事業者検査では実施しない>	C
1F2-23-131-環1	気体廃棄物処理系容器検査(環1)	С
1F2-23-132-T1	気体廃棄物処理系設備検査 (T1) <今回の定期事業者検査では実施しない>	C
1F2-23-132-環1	気体廃棄物処理系設備検査(環1)	С
1F2-23-133-R1	液体廃棄物処理系ポンプ検査(R1)<今回の定期事業者検査では実施しない>	C
1F2-23-133-R2	液体廃棄物処理系ポンプ検査(R2)	C
1F2-23-133-T1 1F2-23-133-7円1	液体廃棄物処理系ポンプ検査(T1)<今回の定期事業者検査では実施しない>	С
1F2-23-133-環1 1F2-23-134-環1	液体廃棄物処理系ポンプ検査(環1)	С
1F2-23-134-環1 1F2-23-135-R1	液体廃棄物処理系容器検査 (環1) < 今回の定期事業者検査では実施しない> 液体廃棄物処理系設備検査 (R1) < 今回の定期事業者検査では実施しない>	C
1F2-23-135-R1 1F2-23-135-R2	液体廃棄物処理系設備検査(R2) 液体廃棄物処理系設備検査(R2)	C
1F2-23-135-R2 1F2-23-135-T1	液体廃棄物処理系設備検査 (T1)	C
1F2-23-135-11 1F2-23-135-環1	液体廃棄物処理系設備検査(環1)	*C
1F2-23-135-環2	液体廃棄物処理系設備検査(環2)<今回の定期事業者検査では実施しない>	C
1F2-23-135-環3	液体廃棄物処理系設備検査(環3)	C
1F2-23-135-環4	液体廃棄物処理系設備検査(環4)<今回の定期事業者検査では実施しない>	C
1F2-23-135-環5	液体廃棄物処理系設備検査(環5) <今回の定期事業者検査では実施しない>	C
1F2-23-135-環9	液体廃棄物処理系設備検査(環9) < 今回の定期事業者検査では実施しない>	C
1. 2 20 100 A	固体廃棄物処理系ポンプ検査(R1)<今回の定期事業者検査では実施しない>	C
1F2-23-136-R1		
1F2-23-136-R1 1F2-23-136-環1		
1F2-23-136-R1 1F2-23-136-環1 1F2-23-137-R1	固体廃棄物処理系ポンプ検査(環1) 固体廃棄物処理系設備検査(R1) < 今回の定期事業者検査では実施しない>	C

要領書番号	検査名	検査立会区分
1F2-23-138-環1	固体廃棄物処理系容器検査(環1)<今回の定期事業者検査では実施しない>	С
欠番	原子炉格納容器スプレイ系容器検査<対象設備なし>	_
欠番	原子炉格納容器スプレイ系設備検査<対象設備なし>	_
1F2-23-141-R1	可燃性ガス濃度制御系ブロワ検査 (R1)<今回の定期事業者検査では実施しない>	C
1F2-23-142-R1	可燃性ガス濃度制御系設備検査 (R1)<今回の定期事業者検査では実施しない>	C
1F2-23-143-R1	真空破壊弁検査 (R1)<今回の定期事業者検査では実施しない>	С
1F2-23-144-R1	非常用予備電源装置検査(R 1)	С
1F2-23-144-E1	非常用予備電源装置検査(E1)<今回の定期事業者検査では実施しない>	С
1F2-23-144-M1	非常用予備電源装置検査(M1)	*C
1F2-23-145-E1	無停電電源装置設備検査 (E1)	*C
1F2-23-145-E2	無停電電源装置設備検査(E2)<今回の定期事業者検査では実施しない>	С
1F2-23-146-T1	蒸気タービン開放検査(T1)<今回の定期事業者検査では実施しない>	С
1F2-23-146-T2	蒸気タービン開放検査(T2)<今回の定期事業者検査では実施しない>	С
1F2-23-146-T3	蒸気タービン開放検査(T3)	С
1F2-23-147-運1	蒸気タービン性能検査(運1)	С
1F2-23-147-T1	蒸気タービン性能検査(T1)	С
1F2-23-147-T2	蒸気タービン性能検査(T2)<今回の定期事業者検査では実施しない>	С
1F2-23-147-T3	蒸気タービン性能検査(T3)<今回の定期事業者検査では実施しない>	С
1F2-23-148-T1	蒸気タービン設備検査(T1)	С
1F2-23-148-E1	蒸気タービン設備検査(E1)	С
1F2-23-148-M1	蒸気タービン設備検査(M1)	С
1F2-23-148-M2	蒸気タービン設備検査(M2)	С
1F2-23-149-T1	補助ボイラー開放検査(T1)	С
1F2-23-149-T2	補助ボイラー開放検査(T2)	С
1F2-23-150-T1	補助ボイラー試運転検査(T 1)	С
1F2-23-150-T2	補助ボイラー試運転検査(T2)	С
1F2-23-151-T1	補助ボイラー設備検査(T 1)	С
1F2-23-151-T2	補助ボイラー設備検査(T2)	С
1F2-23-151-M1	補助ボイラー設備検査(M1)	С
1F2-23-151-M2	補助ボイラー設備検査(M2)	С
1F2-23-152-R1	安全弁検査(R1)	С
1F2-23-152-T1	安全弁検査(T 1)	С
1F2-23-152-環1	安全弁検査(環1)<今回の定期事業者検査では実施しない>	С
1F2-23-152-環2	安全弁検査(環2)<今回の定期事業者検査では実施しない>	С
1F2-23-153-R1	逆止弁検査(R1)<今回の定期事業者検査では実施しない>	С
1F2-23-153-T1	逆止弁検査(T 1)<今回の定期事業者検査では実施しない>	С
1F2-23-153-環1	逆止弁検査(環1)<今回の定期事業者検査では実施しない>	С
1F2-23-154-R1	主要弁検査(R1)	С
1F2-23-154-R2	主要弁検査(R 2)	С
1F2-23-154-R3	主要弁検査(R 3)	С
1F2-23-154-R4	主要弁検査(R4)	С
1F2-23-154-R5	主要弁検査(R 5)	С
1F2-23-154-T1	主要弁検査(T1)<今回の定期事業者検査では実施しない>	С
1F2-23-154-T2	主要弁検査(T 2)	С
1F2-23-154-T3	主要弁検査(T3)	C
1F2-23-154-環1	主要弁検査(環1)	С
1F2-23-154-環2	主要弁検査(環2)	C
1F2-23-155-R1	クラス3機器供用期間中検査(R1)	ЖC
1F2-23-156-R1	電動機検査(R1) < 今回の定期事業者検査では実施しない>	C
1F2-23-156-E1	電動機検査(E1)<今回の定期事業者検査では実施しない>	С
1F2-23-156-E2	電動機検査(E2)<今回の定期事業者検査では実施しない>	С
1F2-23-156-E3	電動機検査(E 3)	С
1F2-23-156-E4	電動機検査(E4) <今回の定期事業者検査では実施しない>	C
1F2-23-156-E5	電動機検査(E 5) <今回の定期事業者検査では実施しない>	C
1F2-23-156-E6	電動機検査(E 6)<今回の定期事業者検査では実施しない>	С
1F2-23-156-E7	電動機検査(E7)	C
1F2-23-156-E8	電動機検査(E8) <今回の定期事業者検査では実施しない>	C
1F2-23-156-E9	電動機検査(E9)<今回の定期事業者検査では実施しない>	С
1F2-23-156-E10	電動機検査(E 1 0)	С
1F2-23-156-E11	電動機検査(E 1 1)<今回の定期事業者検査では実施しない>	С
1F2-23-156-E12	電動機検査(E 1 2)<今回の定期事業者検査では実施しない>	С
1F2-23-156-E13	電動機検査(E13)	С
1F2-23-156-E14	電動機検査(E 1 4)<今回の定期事業者検査では実施しない>	С
1F2-23-156-E15	電動機検査(E 1 5)<今回の定期事業者検査では実施しない>	С
1F2-23-156-E16	電動機検査(E16)<今回の定期事業者検査では実施しない>	С

要領書番号	検査名	検査立会区分
1F2-23-156-E17	電動機検査(E 1 7)<今回の定期事業者検査では実施しない>	С
1F2-23-156-E18	電動機検査(E18)<今回の定期事業者検査では実施しない>	С
1F2-23-156-E19	電動機検査(E19) <今回の定期事業者検査では実施しない>	С
1F2-23-156-E20	電動機検査(E20)<今回の定期事業者検査では実施しない>	С
1F2-23-156-E21	電動機検査(E 2 1)<今回の定期事業者検査では実施しない>	С
1F2-23-156-E22	電動機検査 (E 2 2)	С
1F2-23-156-E23	電動機検査(E23)	С
1F2-23-156-E24	電動機検査(E24)	С
1F2-23-156-E25	電動機検査(E25)	С
1F2-23-156-E26	電動機検査(E 2 6) <今回の定期事業者検査では実施しない>	С
1F2-23-156-環1	電動機検査(環1)	С
1F2-23-156-環2	電動機検査(環2)	С
1F2-23-157-R1	耐震健全性検査(R 1)<今回の定期事業者検査では実施しない>	С
1F2-23-157-T1	耐震健全性検査(T1)<今回の定期事業者検査では実施しない>	С
1F2-23-157-E1	耐震健全性検査(E 1)<今回の定期事業者検査では実施しない>	С
1F2-23-157-M1	耐震健全性検査(M1)<今回の定期事業者検査では実施しない>	С
1F2-23-157-環1	耐震健全性検査(環1)<今回の定期事業者検査では実施しない>	С
1F2-23-158-R1	レストレイント検査 (R1) <今回の定期事業者検査では実施しない>	С
欠番	乾式貯蔵容器供用期間中検査<対象設備なし>	_
欠番	排気筒検査<対象設備なし>	_
欠番	廃棄物運搬容器検査<対象設備なし>	_
1F2-23-163-燃1	制御棒価値ミニマイザ機能検査(燃1)	С
1F2-23-164-環1	換気空調系設備検査(環1)	С
1F2-23-170-R1	配管肉厚測定検査 (R 1)	С
1F2-23-170-T1	配管肉厚測定検査 (T 1)	С
1F2-23-171-R1	サプレッションチェンバ吸込ストレーナ検査 (R1)	С
1F2-23-172-R1	原子炉格納容器肉厚測定検査(R1)<今回の定期事業者検査では実施しない>	С
1F2-23-173-R1	熱交換器肉厚測定検査 (R 1)	ЖС
1F2-23-174-R1	原子炉格納容器スプレイヘッダ検査 (R1) <今回の定期事業者検査では実施しない>	С
1F2-23-174-T1	低圧タービン車軸ダブテール部検査(T1)<今回の定期事業者検査では実施しない>	С
1F2-23-175-R1	可燃性ガス濃度制御系再結合器健全性確認検査(R1)<今回の定期事業者検査では実施しない>	С
1F2-23-175-T1	タービン設備容器肉厚測定検査 (T1) <今回の定期事業者検査では実施しない>	С
1F2-23-177-R1	ステンレス鋼配管健全性確認検査 (R1) <今回の定期事業者検査では実施しない>	С
1F2-23-177-T1	ステンレス鋼配管健全性確認検査 (T1)	С

【検査立会区分】

A:定期事業者検査のうち,経済産業省立会又は記録確認検査項目

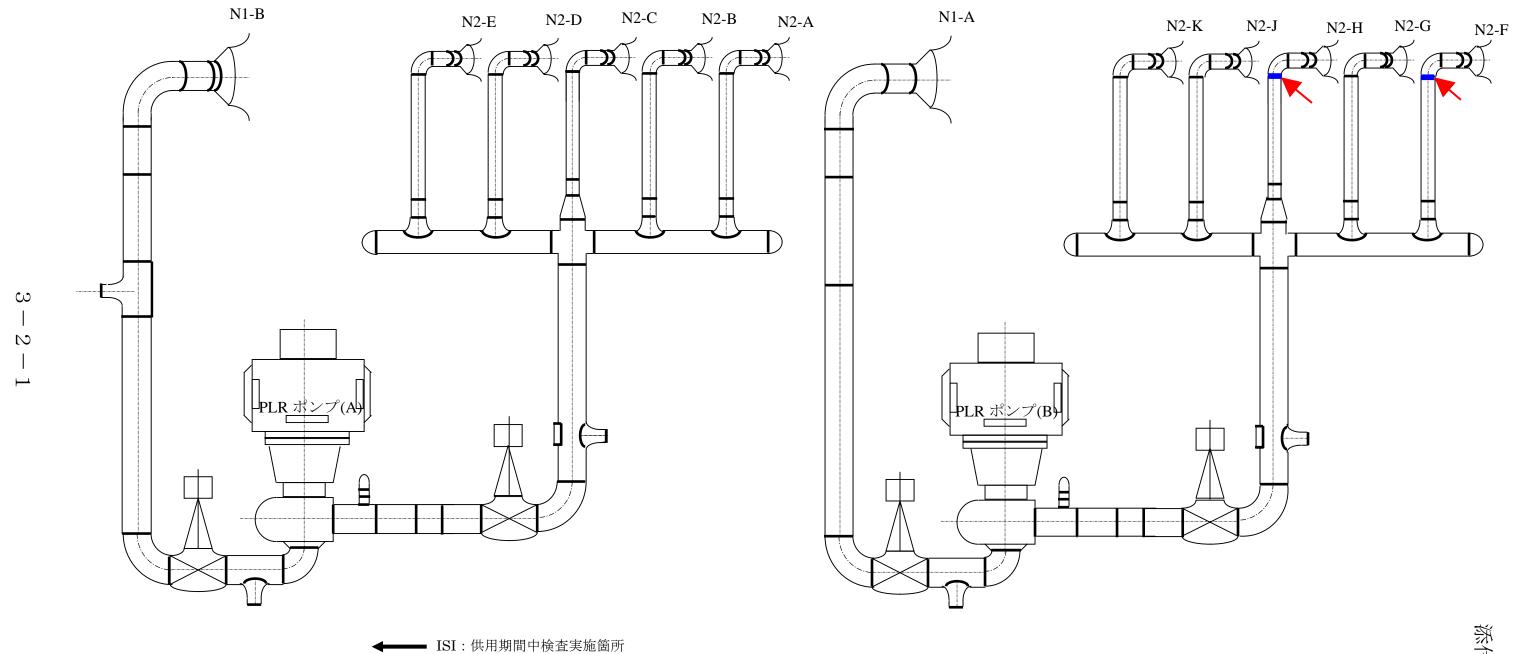
B:定期事業者検査のうち、機構立会又は記録確認検査項目

C:上記以外の定期事業者検査項目

: 対象設備なし又は今回の定期事業者検査では実施しない : 5/7の時点において起動前に実施する定期事業者検査で一部もしくは全部が未実施の検査 : 起動後に実施する定期事業者検査

※: 定期安全管理審査を受審した検査

定期事業者検査のうち、経済産業省立会又は記録確認検査項目	6件
定期事業者検査のうち、機構立会又は記録確認検査項目	48件
上記以外の定期事業者検査項目	115件
合 計	169件



福島第一2号機 原子炉再循環系配管点検状況図

摖
计資
料
ω
ı
ω

系統	部位数	炭素鋼	低合金鋼 ^{※1}	部位番号	材質	公称肉厚 (mm)	必要最小 肉厚(mm)	測定値 (mm)	減肉率 (mm/年)	余寿命 (年)
復水系	33	33	0	C-CP88-010	STPT410	16. 7	10. 99	14. 8	0. 27	14. 3
補助蒸気系	1	1	0	AS-CP104-020	STPT49	8. 6	3. 90	7. 7	0. 04	91. 7
抽気系 ^{※3}	52	2	50	ES-CP72-110	SCMV3	9. 5	0. 91	5. 4	0. 29	15. 3
タービングランド蒸気系 ^{※3}	16	2	14	TGS-CP2BV-010	B4A39B	5. 2	2. 70	4. 0	0. 09	13. 7
ヒータードレン系 ^{※3}	35	16	19	HD-CP39-140	STPA23	19. 0	3. 80	21. 1	1. 23	14. 0
ヒーターベント系 ^{※3}	23	20	3	HV-CP33-150	STPG42	7. 1	3. 80	6. 1	0. 35	6. 6
主蒸気系	50	15	35	MS-CP30-030	STPA23	8. 7	2. 38	7. 0	0. 55	8. 4
給水系	41	26	15	FDW-CP8-030	STS410	25. 40	12. 40	18. 7	1. 13	5. 5
原子炉隔離時冷却系	3	2	1	RCIC-CP8-350	STPA23	6. 4	1. 41	5. 9	0. 37	12. 2
高圧注水系	2	2	0	HPC1-CP28-040	STS410	7. 1	2. 20	6.8	0. 05	91.1
原子炉冷却材浄化系	1	1	0	CUW-CP2-010	STS410	11. 1	4. 16	9. 5	0. 38	13. 9
残留熱除去系	1	1	0	RHR-CP53-010	PL380	26. 2	21. 10	22. 7	0. 46	3. 5
炉心スプレイ系	1	1	0	CS-CP5-010	STS410	15. 1	10. 40	13. 4	0. 30	10.0
復水脱塩系	10	10	0	CP010b-A-090	STPG42	5. 5	3. 00	4. 7	0. 04	46. 1
復水前置ろ過系	11	0	11	CP003B-020	SUS304	7. 69 ^{**2}	0. 40	7. 18	0. 04	156. 5
合計	280	132	148							

※1:ステンレス鋼含む

※2:IP撮影による健全部肉厚

※3:低合金鋼に炭素鋼が溶接されている部位があり、低合金鋼にカウント

福島第一原子力発電所2号機定期事業者検査における配管減肉測定結果

3 - 4 - 1

2号機第23回定期事業者検査時における高経年化対策に係わる長期保全計画実施状況

定期事業者検査名	機器名・部品名	経年変化事象	第23回定期事業者検査時での 実施事項	結果
クラス1機器供用期間中検査 (R1)	中性子束計測ハウジング スタブチューブ ノズル ノズルセーフエンド	粒界型応力腐食割れ	漏えい検査	良
制御棒駆動水圧系設備検査(R2)	制御棒駆動水圧系挿入配管制御棒駆動水圧系引抜配管	塩化物による応力腐 食割れ	目視検査	良
熱交換器肉厚測定検査(R1)	原子炉冷却材浄化系再生熱交換器 (A)(B)(C)	水室の腐食 胴の腐食	肉厚測定	良
ステンレス鋼配管健全性確認検査 (T1)	タービン建屋内ステンレス鋼配管	塩化物による応力腐 食割れ	目視検査	良

不適合処理について

平成20年3月12日~平成20年5月 7日までに2号機で発生した不適合事象は合計225件(発電所全体745件)でグレード別の内訳では、

グレード	2 号機	(発電所全体)	
A s	0件	(3件)	
A	1件	(5件)	
В	0件	(4件)	
C	33件	(112件)	
D	191件	(619件)	
対象外	0件	(2件)	となっています。

Asの件名は

なし

Aの件名は

No	発生日	件名及び処置
1	2008/4/6	圧力抑制室内のプール水浄化作業を実施していた協力企業作業員が,金属板を発見し,その後回収した。

Bの件名は

なし

(参考)

不適合管理* 1 については、不適合管理の基本ルールを「不適合管理マニュアル」として平成 15年 2 月に制定し、不適合報告方法の改善等を含め不適合処理のプロセスを明確にしています。不適合管理の事象別区分は、以下のとおりとしており不適合管理委員会にて決定しています。

*1:不適合管理

不適合は、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断) とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

区分	事象の概要(例) H19.4.1 改訂10		
As	法令、安全協定に基づく報告事象		
A	国、地方自治体へ情報提供した事象		
	定検工程へ大きな影響を与える事象		
В	国の検査に係わる不適合事象		
	運転監視の強化が必要な事象		
С	情報共有、注意喚起の観点から周知を図るべき事象		
D	通常のメンテナンス範囲内の事象		
対象外	消耗品の交換等の事象		

また、平成14年9月以降、原子力発電所における不適切な取り扱いに対する再発防止対策の一環として、「情報公開ならびに透明性確保の徹底」について検討を重ね、平成15年11月に不適合事象の公表基準を策定し、不適合の事象に応じた区分を定めて公表して来ました。その後、関係法令の改正やこれまでの運用実績を踏まえ、より判かりやすい公表を目的に、公表基準内容の整理・見直しを実施し平成20年4月1日から以下の公表区分による運用を開始しています。

区分	事象の概要	主な具体例
	法律に基づく報告事象等の重 要な事象	・計画外の原子炉の停止・発電所外への放射性物質の漏えい・非常用炉心冷却系の作動・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上,重要な事象	・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合 o 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障 o 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など ・原子炉への異物の混入 など
	運転保守管理情報の内, 信頼性 を確保する観点から速やかに 詳細を公表する事象	・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全,運転に影響しない機器の故障 ・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい ・圧力抑制室等への異物の混入 ・原子力発電設備に係わる業務における人の障害 など
その他	上記以外の不適合事象	・日常小修理など